

広島県青少年健全育成審議会運営規程 改正(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県青少年健全育成審議会規則（平成4年広島県規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議の7日前までに日時、場所及び付議事項を委員へ通知して行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 会長及び副会長が選任されていない場合は、規則第3条第1項の規定に関わらず、知事が会議を招集するものとする。

(代理出席)

第3条 次表左欄に掲げる委員は、会議に出席できない場合、それぞれ同表右欄に定める者を代理人として、会議に出席させることができる。

委員	代理人
1 広島県青少年健全育成条例（昭和53年条例第2号。以下「条例」という。）第44条第2項第1号に定める委員（学識経験を有する者）のうち、団体等を代表する委員	当該委員が委任する当該委員の所属する団体等の役員又は職員
2 条例第44条第2項第2号に定める委員（関係業界を代表する者）	当該委員が委任する当該委員の所属する業界団体の役員又は職員
3 条例第44条第2項第3号に定める委員（関係行政機関の職員）	当該委員が委任する当該委員の所属する行政機関の職員

2 前項の代理人を出席させる委員は、委任状を会長に提出しなければならない。

(委員以外の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、会議の開催に際し公開の制限その他の必要な措置を講じることができる。

2 会議の公開方法及び非公開とする事項に関する方針については、会長が別に定める。

(議事録)

第6条 会長が議事録を調整し、会議の次第を記録する。

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第1項関係
該当団体等一覧

団 体 名
特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSS (広島ひきこもり相談支援センター西部)
広島県少年補導協助員連絡協議会連合会
広島県PTA連合会
広島県興行生活衛生同業組合
広島県書店商業組合
福山市市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課
広島市教育委員会青少年育成部 育成課

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第2項関係

委 任 状

年 月 日

広島県青少年健全育成審議会会長 様

広島県青少年健全育成審議会委員

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、次の者を代理人と定め、年 月 日開催の広島県青少年健全育成審議会における委員としての権限を委任します。

【代 理 人】

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____

広島県青少年健全育成条審議会運営規程 改正（案） 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、広島県青少年健全育成審議会規則（平成4年広島県規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議の招集）</p> <p><u>第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議の7日前までに日時、場所及び付議事項を委員へ通知して行うものとする。（略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（代理出席）</p> <p><u>第3条 次表左欄に掲げる委員は、会議に出席できない場合、それぞれ同表右欄に定める者を代理人として、会議に出席させることができる。</u></p> <p>（略）</p>	<p>○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、広島県青少年健全育成審議会規則（平成4年広島県規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）<u>及び部会</u>の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（部会の設置）</u></p> <p><u>第2条 審議会に、環境整備部会及び計画部会を置く。</u></p> <p><u>2 部会の所掌事項は、別表の定めるところによる。</u></p> <p><u>（諮問の付議）</u></p> <p><u>第3条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができる。</u></p> <p>（会議の招集）</p> <p><u>第4条 会議の招集は、会議の7日前までに日時、場所及び付議事項を委員へ通知して行うものとする。（略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（代理出席）</p> <p><u>第5条 次表左欄に掲げる委員は、<u>審議会又は部会</u>の会議に出席できない場合、それぞれ同表右欄に定める者を代理人として、<u>審議会又は部会</u>の会議に出席させることができる。</u></p> <p>（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の代理人を出席させる委員は、委任状を会長に提出しなければならない。</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p><u>第4条</u> 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第5条</u> <u>会議</u>は、原則として公開するものとする。ただし、会長は会議の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、会議の開催に際し公開の制限その他の必要な措置を講じることができる。</p> <p>2 会議の公開方法及び非公開とする事項に関する方針については、会長が別に定める。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第6条</u> 会長が議事録を調整し、会議の次第を記録する。</p> <p>2 前項の議事録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名しなければならない。</p>	<p>2 前項の代理人を出席させる委員は、委任状を会長<u>又は部会長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p><u>第6条</u> 会長<u>又は部会長</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。</p> <p><u>(部会の決議)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>審議会は、各部会の所掌事項について、部会の決議をもって審議会の決定とする。</u></p> <p>(<u>審議会又は部会</u>の公開)</p> <p><u>第8条</u> <u>審議会又は部会</u>は、原則として公開するものとする。ただし、会長<u>又は部会長</u>は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、会議の開催に際し公開の制限その他の必要な措置を講じることができる。</p> <p>2 会議の公開方法及び非公開とする事項に関する方針については、会長<u>又は部会長</u>が別に定める。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第9条</u> <u>審議会においては会長が、部会の会議においては部会長が</u>議事録を調整し、会議の次第を記録する。</p> <p>2 前項の議事録には、<u>審議会においては会長及び会長が指名する委員1名が、部会の会議においては部会長及び部会長が指名する委員1名が</u>署名しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(委任) <u>第7条</u> この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会 が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(委任) <u>第10条</u> この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会 長が審議会に諮って、<u>部会の運営に必要な事項は部会長が部会に諮って</u> 定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>別表</u> ○ <u>環境整備部会の所掌事項</u></p> <div data-bbox="1144 798 2074 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1) 青少年に有益な映画、演劇、書籍等の推奨に関すること。</u> <u>(2) 青少年に有害な図書類、興行、がん具刃物類、広告物の指定に関</u> <u>すること。</u> <u>(3) 前号の指定の取消しに関すること。</u> <u>(4) その他青少年を取り巻く環境整備に関すること。</u></p> </div> <p>○ <u>計画部会の所掌事項</u></p> <div data-bbox="1144 1114 2074 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1) 子ども・若者計画の策定に関すること。</u> <u>(2) その他青少年の健全な育成に関する施策に関すること。</u></p> </div>

改正後

○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第1項関係 該当団体等一覧

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第1項関係
該当団体等一覧

団 体 名

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

福山市 市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課

(略)

改正前

○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程第5条第1項関係 該当団体等一覧

広島県青少年健全育成審議会運営規程第5条第1項関係
該当団体等一覧

団 体 名

一般社団法人広島県子ども会連合会

広島県私立中学高等学校協会

広島県公立学校校長会連合会

(略)

特定非営利活動法人キャリアネット広島 (若者交流館)

広島県臨床心理士会

(略)

広島県民生委員児童委員協議会

広島県発達障害者支援センター

株式会社広島ホームテレビ

(略)

公益社団法人青少年育成広島県民会議

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会

(略)

(略)

福山市 教育委員会学校教育部 指導課

(略)

広島保護観察所

改正後

○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第2項関係 委任状

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第2項関係

委 任 状

年 月 日

広島県青少年健全育成審議会会長 様

広島県青少年健全育成審議会委員

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、次の者を代理人と定め、年 月 日開催の広島県青少年健全育成審議会における委員としての権限を委任します。

【代 理 人】

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____

改正前

○ 広島県青少年健全育成審議会運営規程第5条第2項関係 委任状

広島県青少年健全育成審議会運営規程第5条第2項関係

委 任 状

平成 年 月 日

広島県青少年健全育成審議会会長 (〇〇部会長) 様

広島県青少年健全育成審議会委員

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の広島県青少年健全育成審議会 (〇〇部会) における委員としての権限を委任します。

【代 理 人】

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____